

議安ホヤ七六号

国民宿舍三朝温泉会館使用料条例制定について

国民宿舍三朝温泉会館使用料条例を別紙のように制定するものとする。

昭和三十八年八月六日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十八年八月六日原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



国民宿舍三朝温泉会館使用料条例

(目的)

第一条 この条例は国民宿舍三朝温泉会館(以下「温泉会館」という。)及び附属施設の使用料、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料)

第二条 温泉会館及び附属施設の使用料は次の通りとする。

一 宿泊料

一泊(三食付)

一人

八〇〇円以内

二 各室使用料

大集会場

一日

三六〇円以内

各室及び小集会場

一日

二〇〇円以内

三 休憩料

一人当り

一日

一〇〇円以内

四 附属施設使用料

一人一回につき

一〇〇円以内

(使用料の納付)

第三条、使用者は帰去するまでに使用料を納付しなければならない。
但し特別の事由により、~~管理員~~ ^{管理員}が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(賠償責任)

第四条、温泉会館及び附属施設を使用する者が建物又は備付物品、
装飾品、その他の附属物に損傷を与えたときは、その実費を賠償
しなければならない。

(委任)

第五条、~~温泉会館~~ ^{温泉会館}の各例に定めるもののほか使用料その他必要な事項
は、~~管理員~~ ^{管理員}が定める。

議長印

附

則

八、この各例は公布の日から施行し昭和三十八年九月一日より適用する。

三、三朝温泉会館使用条例(昭和三十四年三朝町条例第十五号)は、この各例
施行の日から廃止する。